

市民の皆さんの困りごと・悩みの相談窓口と支援

保育料に関する減免

■ 保育所保育料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、保育料の減免の対象となる場合があります。

◎保育所などの休園または市が登園自粛を要請し、保育所を欠席した場合

減免対象期間 休園または市が要請する登園自粛期間

※上記対象期間外の自主的な登園自粛は対象外です。保育料は、納付確認後に還付します。

◎扶養義務者などの収入が著しく減少した場合
対象 前年の所得と事由発生後3か月の収入から計算した年間所得の減少割合が40%以上の人

減免対象期間 疾病、失業などが発生した後、申請した翌月から対象

必要な書類 離職票、診断書、雇用保険受給者証、給与明細など

$$\text{減免後の保育料} = \frac{\text{1か月の保育料} \times \text{1か月の登園日数}}{25\text{日}}$$

$$\text{減免する保育料} = \left(\frac{\text{前年の所得と事由発生後3か月の収入から計算した年間所得の減少割合}}{100} \right) \times \text{1か月の保育料}$$

問) 女性こども課保育係 (☎43-7265)

学びを継続するための支援

■ 学びの継続のために必要な「学生支援緊急給付金」

家庭から自立してアルバイト収入により学費などをまかなっており、その収入が大幅に減少した大学生などに対し給付金を支給します。

対象 国公立大学（大学院含む）、短大、高専、専門学校（留学生を含む）

■ 緊急特別無利子貸与型奨学金

有利子奨学金の利子分を国が補填し、実質無利子とします。

■ 緊急授業料等減免

家計急変により、授業料などの支払いが困難となった学生などに対し、各大学などが実施する授業料などを免除します。

■ 高等教育の修学支援新制度

新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変に対しても、高等教育の授業料等免除と給付型奨学金の対象とするよう拡充します。

対象 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生

奨学金の申請などは、1度対象外であっても、再度申請ができ、対象になる場合があります。まずは、ご相談ください。

問) 日本学生支援機構奨学金相談センター (☎0570-666-301) または、在学する各大学などの学生課・奨学金窓口